

品 リサイクル法

4月から定期報告義務

違反は20万以下の罰金

改正食品リサイクル法で食品関連事業者に對して新たに義務付けられることになった定期報告の提出期間が4

月度6月末まで。報告するとの見方もある。

主な報告事項は、食

品廃棄物等発生量、再生利用率等実施量・実施

対象は、食品廃棄物等の発生量が100t以

月からスタートする。

農水省では周知徹底

の義務違反には、20万

のため、昨年から全国30カ所以上の会場で定期報告の説明会を実施。合計2000人近くの食品関連事業者が参加した。

率、再生利用率等の量、判断基準の遵守状況。農水省のホームページから入力用エクセルファイルをダウンロードし、ガイドラインを参照しながら記入して電子申請または書面提出のいずれかの方法で提出する。期限は毎

年3月)の実績を、農

水・環境の両大臣と事

業所管大臣に提出する。

この定期報告をきっかけに、食品関連事業者

週刊循環経済新聞
平成21年3月30日